

平成29年12月後期定例会 議事録

- ・開催日時 平成29年12月25日(月曜日) 13時58分～15時49分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員) 中野委員長 松尾委員 江口委員
(事務局) 山崎事務局長 岸川副事務局長 古沢人事主幹
岩本係長 藤田係長 江口係長 森主事 筒井主事

議事事項

1 平成29年12月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

人事評価制度の導入に伴い、昇給の評価期間が変更されたことから、職員が休職等から職務に復帰した際の給料の号給の調整方法を見直す必要があるため。

また、佐賀県職員給与条例等の一部改正による医療職給料表(-)の給料月額の設定に伴い、医療職給料表(-)の昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

(1) 給料の号給の調整を行うことができる日に復職後最初の昇給日の「その次の昇給日」を追加する。(第43条関係)

(2) 給料月額の設定に伴い、医療職給料表(-)の昇格時号給対応表(別表第28の4関係)及び降格時号給対応表(別表第28の8の5関係)の改正を行う。

3 施行期日等

公布の日から施行((1)は平成30年1月1日施行)、(2)は平成29年4月1日適用。

3 復職時等における号給の調整の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

人事評価制度の導入に伴い、昇給の評価期間が変更されたことから、佐賀県職員の育児休業等に関する条例等の一部改正したこと等に伴い、職員が休職等から職務に復帰した際の給料の号給の調整方法を定めている運用通知の一部を改正する必要があるため。

2 改正の内容

- (1) 調整数は、休職等から職務復帰後に復職時調整できる号給数を指し、「算定期間における合算期間（休職等の期間以外の期間と休職期間等換算表に基づき休職等の期間を換算した期間を合計した期間）を12月で除したものに標準号給数を乗じて算出されるもので、その「調整数」に関する改正を行う。（第2項第2号及び第3号関係）
- (2) 復職時調整の要領において、復職時等における号給の調整日に、再び勤務するに至った日後における最初の昇給日の「次の昇給日」の規定の追加を行う。（第2項第1号関係）
- (3) 昇給の評価期間の変更に伴い、復職時調整をする際の対象期間となる「算定期間」等、用語の定義の改正を行う。（第1項第1号関係）
- (4) その他所要の改正を行う。

3 適用日

平成30年1月1日から適用。

4 復職時等における号給の調整に係る算定期間の特例について

復職時等における号給等の調整の運用について（通知）第3の規定に基づき、佐賀県知事、佐賀県教育委員会教育長及び佐賀県警察本部長から申請のあった、復職時等における号給の調整に係る算定期間の特例について、事務局から説明し、申請のとおり承認することを決定した。

5 昇給に係る基準期間の特例について

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第52条の規定に基づき、佐賀県警察本部長から申請のあった、昇給に係る基準期間の特例について、事務局から説明し、申請のとおり承認することを決定した。

6 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

有田町長から、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則第2条の規定に基づき、組織等の変更について通知があったため、所要の改正を行う必要がある。

7 平成28年公委(審)第1号事案について

平成28年11月24日付けで審査請求のあった平成28年公委(審)第1号事案について、不利益処分についての審査請求に関する規則第13条第1項の規定に基づき作成すべき裁決書(案)について、事務局から説明を行い、一部修正のうえ決定した。

また、裁決書の写しを審査請求人及び処分者へ送達することを決定した。

報告事項

1 公務員獣医師の処遇改善の要請について

公益社団法人日本獣医師会会長及び公益社団法人佐賀県獣医師会会長から提出された公務員獣医師の処遇改善の要請書について、概要を事務局から報告した。

その他

1 行事予定について